＜　本の紹介　＞　野本久夫

『人権と国家―理念の力と国際政治の現実』（筒井清輝著　岩波新書　税込:968円）

　筆者は「はじめに」で「なぜ我々は、他国での人権状況を気に病み、それに対応した行動を取らなくてはならないのか。また、我々はいつから、このように遠い異国での人権侵害に思いを馳せるようになったのか。そして、我々が何か行動を取ったところで､それが実際に何らかの影響を持つのか。本書はこれらの疑問に答えるために、人権理念の発展の歴史を解き明かし、国際人権の現在を検証し､日本国と日本人がこれから人権とどのように関わっていくべきかを問う試みである。」と述べて、次の4点について考察している。

　第1章では「この人権の普遍性原理発展の歴史をたどり、・・・どの国家にとっても内政に対する外からの干渉は一義的に厄介なものであるのに､なぜ多くの国家が集まる国際機関で人権に関わる内政干渉を認める制度が作り上げられてきたのか。」　第2章では「この内政干渉肯定の原理の確立にまつわるパラドックスを解き明かす。」とし、「国家の力と力がぶつかり合う国際政治の舞台で、国家の力を制限するという価値観が強力な正当性を持って浮上するという逆説的な歴史の流れ」を述べる。第3章では「この国際人権の実効性に関して具体例をもとに検証する。」第4章では「国際人権の発展の歴史の中で、日本はどのように国際人権と関わってきたのか、そしてこれからどのように国際人権の理念および制度と向き合っていけば良いのかを考えていく。」

　議論や具体例などは、筆者がアメリカの大学で長年受け持ってきた国際人権の授業の中で出てきたものが多いとし、大学の人権センターの所長を務めた際に、これまで人権侵害と戦う多くの政治家・実務家・運動家と出会えたことが幸運であったと述べている。

　筆者の紹介であるが、1971年生まれ、京都大学卒業後、スタンフォード大学でPh.D取得（社会学）ミシガン大学社会学部教授、同大日本研究センター所長、同大ドニア人権センター所長を歴任し、現在スタンフォード大学社会学部教授。専攻は、政治社会学、国際人権、社会運動論など。著書は多数。

　第1章「普遍的人権のルーツ（18世紀から20世紀半ばまで）―　普遍性原理の発展史」では、人権理念や制度がいつ生まれたものか？についての記述である。人権の起源として、人道主義的な価値観は人間社会に古くからあって､1215年のマグナ・カルタのように中世の社会にもあった。しかし、現在の人権理念はそれらを超えたもので、国際社会で最初に規定したのは、1948年の「世界人権宣言」でこの時生まれた普遍的人権は、相当に革命的思想で、画期的であった。それまでの人道主義的な思想との違いを2点あげている。

第1に、「普遍的人権は誰もが人間であるというだけで持っている権利である」というｔｓ点、第2に、「外から干渉する必要があるという点が普遍的人権思想の第2の革新である。」と述べながらも、「実際には国際政治の前に､実効性のある行動が取られないことが多いのは後に見るとおりである」として現実をみている。まとめとして、「自分の属する集団に限らずすべての人間に人権が保障されるという普遍性原理と､他国での見知らぬ人々に対する人権侵害であっても、内政問題であるとして無視してはならないという内政干渉肯定の原理が、現代の国際人権をそれまでの人道主義と区別する二つの柱である。」と述べている。

他者への共感が人権運動を広げたものとして多くの例をあげている。それらの項目だけを列挙すると、「サミュエル・リチャードソンやジャン＝ジャック・ルソ－の書簡体小説」、「南フランスでのカラス事件」、「奴隷貿易撤廃運動」、「女性参政権獲得運動」、「中国での纏足反対運動」、「FGM反対運動」､「労働運動」、「国際連盟の失敗」、「第2次世界大戦と戦後の国際秩序」などについて詳述している。

　「国連憲章は第1条で普遍的な人権と民族自決権を規定しながら、直後の第2条7項で安全保障理事会の承認がある場合を除いては、内政に干渉してはならないという規定もしており、常任理事国となった米英仏ソ中の利害は守られる仕組みが出来上がっていたのである。」としつつも、1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、12月10日は「世界人権デー」となって世界各国で行事が行われている、と述べている。

　第2章「国家の計算違い（1940年代から1980年代まで）―　内政干渉肯定の原理の確立」では、「いくら人権が普遍的なものでも・・・ある国家がこの原則を無視した時に､国境を越えて取りうる対応策がないとすれば､普遍的人権が実現する可能性もないこととなる。この国境の壁を破るためには、国際社会が内政に立ち入ってでも基本的な人権を守ることが出来るという法的・制度的根拠が必要であった。・・・人権に関しての内政干渉が広く肯定されるのは第2次世界大戦後の世界においてであった。国連諸機関による決議や人権条約監視機関による審査・勧告などは、軍事的・経済的制裁ではないが、内政に深く入り込み､一定の法的拘束力を伴って国内での変化を促しているという意味で､口出し以上、介入未満の内政干渉と言える。・・・この国家にとって不都合極まりない内政干渉肯定の原理が､国家の代表者が作る国連などの国際機関で認められたのは戦後国際政治の謎としか言いようがない。」と述べて、その経緯を詳述している。

　「国際関係論の理論的流れは、現実主義、国際協調主義、構成主義３つに分けられ、最後の構成主義が、・・・国家の利益やアイデンティティーまでが国家同士や国際組織などの様々な関係性の中で社会的に構築されたものであるという出発点にたち・・・国内でも他の国家に対してもこの規範を広め､国際社会で人権を重視する認識が広がり、国際人権機構が成立したという説明が可能になるのである。」と述べているが、「自分たちの人権を権力者に対して主張するために立ち上がった人々と、啓発活動やメディアキャンペーン､政府や国連機関へのロビイングなどによって､そうした運動をサポートした国際人権NGOを中心とする市民社会の貢献が決定的に重要であった。」として市民社会をあげている。

　この章では、「世界人権宣言の法制化とジェノサイド条約（1948年採択）」、「アパルトヘイト反対運動」、「人種差別撤廃条約（1965年採択）」、「国際人権規約の誕生（1996年12月採択）」などについて詳述。重要な国連機関として経済社会理事会の下にある「国連人権委員会」があり、これが21世紀に入って「国連人権理事会」格上げされた。「国連人権高等弁務官」も作られた。

　冷戦下の中で国際人権NGOの発展として、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウオッチなどの活動とジミー・カーター米大統領の人権外交を取り上げている。「こうして人権の普遍性の原理と内政干渉肯定の原理が理論的に確立されたこの時期を経て、冷戦が終わり米ソの対立による国連の機能不全が改善される1990年代に入る」と述べ、次章で国際人権のシステムがどれほどの実効性を持ち得たのであろうか。と問い、次章では､この実効性の問題に焦点を当てている。

　第3章「国際人権の実効性（1990年代以降　―　理念と現実の距離）では、国際人権システムは世界中での人権の実践の向上にどの程度貢献したのか？についての章である。「様々な研究者が国際人権条約や人権機構の働きに関して､統計データや質的な研究で理解を深めてきた。」として、「天安門事件のレガシー」、「ユーゴスラビア紛争とジェノサイド」、「コソボ紛争とNATOによる軍事介入」、「ルワンダのジェノサイドと国際社会の無関心」、「東ティモールでの成功」、「9.11テロと対テロ戦争」、「国際刑事裁判所」、「スーダンのダルフールでの虐殺」などを詳しく説明している。筆者は「国際人権システムがより効力を発揮するのは・・・日常に根ざした、長期間にわたって制度化された人権侵害を、時間はかかっても徐々に改善していくことである」と述べ、例として「アパルトヘイトや中南米の強制失踪、そして近年ではバングラデシュでの児童労働禁止、サウジアラビアの女性参政権の獲得と選挙」などをあげている。データだけでは見えない「国際人権の本当の影響力は、人々の人権に対する考え方を変える力」で「これが国際人権の最大の影響力」と言う。

　「経済に関する人権問題は、企業の社会的責任の議論と重なり、この数十年の間に、それまでは国際人権の議論とはほとんど無縁だった企業の人権侵害への共犯性問題に対する関心の高まりに繋がってきた。」と言う。この章で最後に「この理念の力と国際人権機構を使った下からの突き上げが、良くも悪くも国際人権の実効性向上の最も現実的な道具である。・・・過剰な期待も悲観もすることなく、人権機構の影響力を向上する地道な努力が引き続き求められる。」と述べている。

　最後の第4章「国際人権と日本の歩み　―　人権運動と人権外交」では､日本が国際人権とどのように関わりあってきたかについての章である。明治維新から始まった日本の近代国家としての歩みは1889年の大日本帝国憲法からと言える。自由民権運動、普通選挙を求める運動、社会主義的な労働運動団体、婦人参政権獲得の運動、全国水平社の結成と水平宣言などの例を出して関わりを詳しく解説している。

　1979年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を批准してから本格的に関わるようになった。ここ第4章では日本が継続的に国際人権機関から批判を受けてきた人権問題として、「代用監獄問題や死刑制度、難民認定や移民問題、人種差別やヘイトスピーチ問題、ＬＧＢＴＱコミュニティーの権利に関わる問題」などをあげている。

　そして「アイヌ民族の先住民権獲得への歩み」、「在日コリアンと指紋押捺反対運動」の経過を詳述している。歴史問題として「慰安婦問題」を取り上げる。この章の最後で「日本の人権力」として「第2次世界大戦中の人権侵害に対する謝罪や補償などの外交的対応」、「夫婦別姓や同性婚などジェンダーに関する議論」をあげ、「国家・企業・市民社会・メディア・大学・個人などあらゆる行為主体が適切に人権問題と向き合い対応する力､言わば「人権力を身につけなければならない。・・・人権力で世界の先頭に立って、国際人権の発展に貢献するというのはこれからの日本にとって大事な指針の一つになるのではないだろうか。」と結んでいる。

　本書は2022年2月18日に発行された。ロシアによるウクライナへの侵略戦争が引き起こされた2月24日の数日前であった。最大の人権侵害と言える侵略戦争がロシアという「大国の独裁者」によって強行され、無辜の市民の殺戮と言う戦争犯罪が進行している今、「人権と国家」について一人ひとりが理解を深めていくことが大事ではないだろうか。